◇中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二一八号）（経済産業省）

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二四年法律第四四号）の施行期日は、平成二四年八月三〇日とすることとした。

◇中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二一九号）（経済産業省）

一　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正

1　権限の委任関係

㈠　中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二四年法律第四四号。以下「改正法」という。）による改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成一一年法律第一八号。以下「改正新促法」という。）において、新たに位置付けられた経営革新等支援事業を行う者の認定に係る権限を経済産業局長に委任されるものとすることとした。（第一二条関係）

㈡　改正新促法第四〇条第六項の規定により金融庁長官に委任された権限（認定経営革新等支援機関である金融機関のうち金融庁長官が指定するものに関するものを除く。）を財務局長等に委任されるものとすることとした。（第一二条関係）

2　その他改正法による中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の改正に係る条項の移動等の所要の改正を行うこととした。（第四条及び第八条～第一二条関係）

二　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正

改正法による中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成一九年法律第三九号）の改正に係る項の移動について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正

改正法による中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二〇年法律第三八号）の改正に係る条項の移動について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条～第四条関係）

四　地方税法施行令の一部改正

改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第三七条、第五六条の三四及び第五六条の三五関係）

五　中小企業信用保険法施行令の一部改正

1　改正新促法第二〇条に規定する中小企業信用保険法（昭和二五年法律第二六四号）の特例に係る債務の保証の保険料率を定めることとした。（第二条関係）

2　改正法の施行に伴う条項の移動について所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

六　産業技術力強化法施行令の一部改正

改正法の施行に伴う項の移動について所要の規定の整備を行うこととした。（第六条関係）

七　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正

改正法の施行に伴う条項の移動について所要の規定の整備を行うこととした。（第一四条関係）

八　金融庁組織令の一部改正

改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第二条、第四条、第一〇条、第一九条、第二〇条及び第二二条関係）

九　経済産業省組織令の一部改正

改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（第一六〇条関係）

一〇　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（平成二四年八月三〇日）から施行するものとすることとした。

◇平成二十五年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令（政令第二二〇号）（財務省）

1　平成二五年度予算に係る財政法第一七条各項に規定する歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の送付期限は、予算決算及び会計令（昭和二二年勅令第一六五号）第八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、平成二四年九月七日とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年八月二十九日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百十五号

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十二条第一項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「内部部局」を「内部部局等」に、「局の」を「局及び国際政策統括官の」に、「第四条」を「第五条」に、「第五条・第六条」を「第六条・第七条」に、「第七条」を「第八条」に改める。

第一章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第一章　内部部局等

第一節　局及び国際政策統括官の設置等

第一条の見出し中「局」の下に「及び国際政策統括官」を加え、同条中「三局」の下に「及び国際政策統括官一人」を加える。

第二条第一項第四十六号中「第八条第二十三号」を「第九条第一項第二十三号」に改め、同条第二項中「おいて」の下に「、同項第二十四号に掲げる事務については国際政策統括官の所掌に属するものを」を加える。

第十条を削り、第九条を第十条とする。

第八条に次の一項を加える。

2　前項の場合において、同項第二十号に掲げる事務については、国際政策統括官の所掌に属するものを除くものとする。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第一項中「十一人」を「十人」に改め、第一章第二節中同条を第七条とする。

第五条の見出し中「、金融国際政策審議官」を削り、同条第一項中「、金融国際政策審議官一人」を削り、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条を第六条とする。